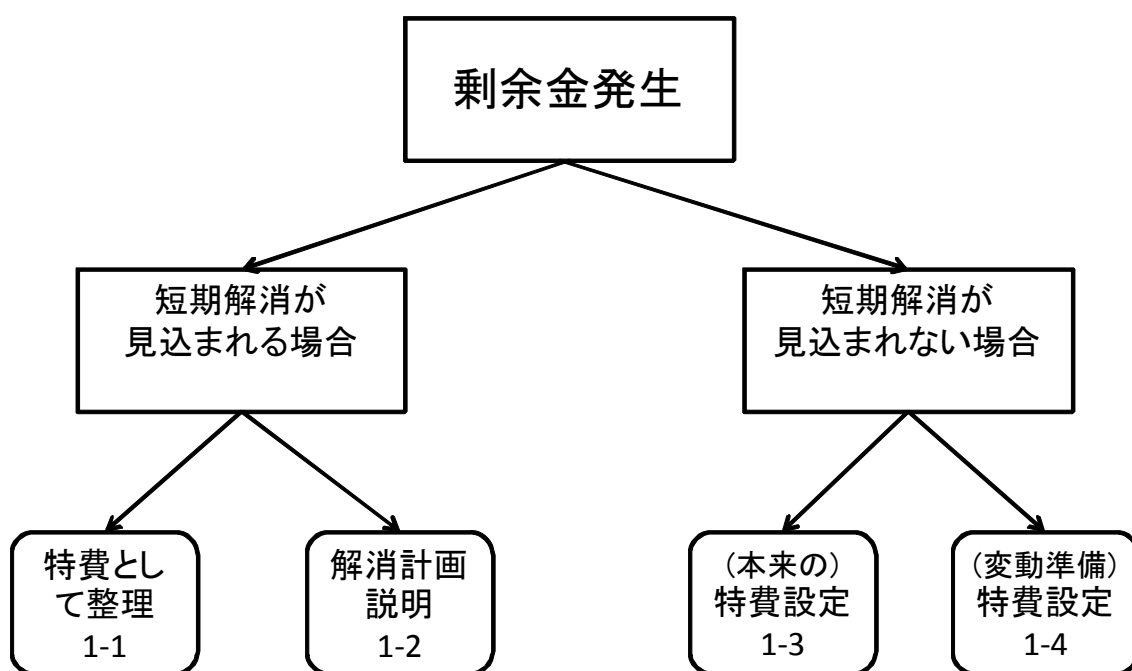


第2回 第1段階で黒字が出た場合
(短期的解消が見込まれる場合)

収支相償剰余金対応策(第1段階)



第1段階で剰余金が生じた場合、その解消が短期間で見込まれる場合と短期間での解消が難しい場合とに分かれます。それぞれ2通りの対応策が認められています。この場合の短期間とは翌事業年度を指しますが、事情によっては翌々年度解消が認められる場合があります(後記説明)。

【説明】

1-1 「(短期的な) 特定費用準備資金として整理する。」

(ガイドライン5(1)①、FAQV-2-④-2、V-2-⑤-2(3))

この趣旨は公益認定等委員会において、将来における特定の事業のための積立だけでなく、「毎年定常的におこなっている活動に対して翌事業年度に直ちに使うというようなものも特定費用準備資金となり得る」とした事務局説明(第34回委員会)、「特定費用準備資金の変形バージョンで、翌年度にその事業に充てるという、短期の特定費用準備資金として経理することも可能なこと」とし

た事務局説明（第 36 回）「短期の特定費用準備資金という用語が本来の特定費用準備資金と紛らわしいので「短期調整額」という用語に改めるとした事務局説明（第 40 回）を経て、最終的にガイドライン 5（1）①において、第 1 段階においては「収入が費用を上回る場合には、当該事業に係る特定費用準備資金への積立額として整理する」と説明されています。

また、解消期間については 1 年（翌事業年度）が原則ではありますが、「すでに事業計画とか予算を組んでしまっている場合も考慮に入れて、その次の事業年度までかかったとしても適切に説明していただければ収支相償を満たす」という事務局の説明（第 41 回）があります。

以上の経緯から明らかなように、第 1 段階で剰余金が発生した場合翌年度（已むお徳ない事情がある場合には翌々事業年度まで）に当該事業に使用するための、特定費用準備資金として積立てることによって収支相償を満たすことができます。

なお、この短期間に使用する特定費用準備資金として整理する場合は、当該事業（公益目的事業該当番号）の費用として、翌年度（または翌々年度）使用すると説明することになりますが、特定費用準備資金としての 5 要件(内閣府規則第 18 条)を充足する必要があります。5 要件については 1-3 の説明を参照してください。

1-2 「短期的な解消計画を説明する」

（ガイドライン 5（4）②、FAQV-2-⑤）

短期的な解消が見込まれる場合は、必ずしも特定費用準備資金として積立てることをしないで、その剰余金が連年にわたって発生し続けるものでなければ、流動性資金としてそのまま保持しておくことも可能です。

この場合翌年度（または翌々年度）において解消できなかった場合どうなるかということですが、事務局原案において「短期調整額を 2 年度連続して計上することはできない」としていたことに対して、委員からの意見（第 40 回）に応じてその部分を FAQ から削除していることから、合理的に説明できる事情があれば、さらに、流動性資金として保持することが可能です。

また、ご留意いただきたいことは、解消計画を説明した上で流動性資金で保持する場合、遊休財産の控除対象財産とはならないことです。この点、1-1 の短期間に使用する特定費用準備資金として積立てる場合は、遊休財産の控除対象財産（4 号財産）として、控除される点が異なります。

なお、実際の活用事例としては 1-1 の特定費用準備資金よりは、この 1-2 を活用するケースが多いようです。

以上